

令和6年度 介護報酬改定について（現段階における情報提供）

保険局では、標記について、厚生労働省の社会保障審議会（介護給付費分科会）での審議過程及び結果等を、随時協会ホームページでお知らせして参りましたが、1月22日改定後の単位及び算定要件等が（案）として公表されました。

これまでは、協会ホームページへ、審議会資料のなかで本協会の会員が関連する箇所を抜粋することなく、注目のページ番号をタイトルに記載して掲載してきましたが、1月22日に示された資料集においては、その量が膨大であることに加え、改定の施行時期が段階的であること、及び医療系サービスと福祉系サービス、介護職員処遇改善加算などの資料が混在しており、解釈しにくい構成になっております。

そのため、今回は現段階で本協会会員及び技能認定登録者が関連する項目を、下記することで情報提供に代えたいと思います。

なお、制度改定の告示、省令、事務連絡、疑義解釈などは、3月以降段階的に公表されますので、保険局でその都度資料を確認したうえで、会員の皆様へお知らせして参りますので、ご理解の程お願いいたします。

記

- ◇◇◇ 指定通所リハビリテーション費 1時間～2時間の基本単位数
全ての介護度で微増 ◇◇◇
- ◇◇◇ 指定通所介護費及び地域密着型通所介護費の基本単位数が微増
個別機能訓練（Ⅰ）イ = 現行 56 単位 改定後 56 単位
（Ⅰ）ロ = 現行 85 単位 改定後 76 単位
※人員基準が緩和され減額となった ◇◇◇

1月22日に公表された資料は、別途掲載いたします。

令和6年1月23日
保険局長 青柳利之